

平成 22 年 1 月 29 日

各 位

会社名 ケイエス冷凍食品株式会社  
代表社名 代表取締役社長 永田 憲一  
(コード：2881、名証第2部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 丸本 敏明  
TEL 06-4805-7207

テーブルマーク株式会社による当社株式に対する公開買付けに  
関する賛同意見表明及び当該公開買付けへの応募推奨のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、①テーブルマーク株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、当社が公開買付者により完全子会社化されること及び当社株式の上場が廃止されることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 商号	テーブルマーク株式会社	
(2) 本店所在地	香川県観音寺市坂本町五丁目 18 番 37 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山田 良一	
(4) 事業内容	冷凍食品、冷凍水産品、その他食料品の製造・販売	
(5) 資本金	47,502 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）	
(6) 設立年月日	昭和 31 年 9 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	①普通株式 日本たばこ産業株式会社 100% ②A 種種類株式 日本たばこ産業株式会社 100%	
(8) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	公開買付者は、本日現在、当社の発行済株式総数（1,430,000 株）の 74.97%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有しております（間接保有分 27.97%（小数点以下第三位を四捨五入）を含みます）。

	人的関係	公開買付者の常務執行役員 2 名、及び従業員 1 名が、当社の取締役を兼任しております。また、公開買付者の常勤監査役 1 名が、当社の社外監査役を兼任しております。
	取引関係	当社は、公開買付者との間に商品売買及び原材料仕入業務委託等の取引があります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は当社の親会社であり、関連当事者に該当します。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、下記「2. (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の手続きを履践した上で、平成 22 年 1 月 29 日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者及び公開買付者グループは、子会社43社(間接保有会社15社を含みます。)、関連会社34社(間接保有会社11社を含みます。)にて構成されており、冷凍食品をはじめとする加工食品及び調味料・調味加工食品、並びに水産加工品の製造、販売を主な事業内容としております。

当社は、国内における食品の加工・販売を行う会社であり、「肉だんご」「鶏つくね串」「若鳥八幡巻」といった「完全調理済冷凍食品」の和・中惣菜を事業の柱とする公開買付者の連結子会社であります。当社は、特に畜肉系製品の製造販売に強みを有し、公開買付者グループの加工食品事業の中核企業の一つとして位置付けられており、当社独自のブランドを確立しつつ、商品製造等において、公開買付者グループにおけるグループメリットを活用してまいりました。

当社は、昭和47年12月に冷凍食品の製造・販売を目的として設立されました。そして、平成12年3月に公開買付者が当社株式を取得したことにより、当社は、公開買付者の連結子会社となりました。その後も、当社は、公開買付者との事業上の協力関係を保持しつつ、自主独立した事業運営を継続しており、平成18年3月には資金調達能力及び信用力の拡大による財務体質の強化等を目的として株式会社名古屋証券取引所市場第二部（以下「名古屋証券

取引所第二部」といいます。)に株式を上場いたしました。

一方、公開買付者は、平成20年4月に日本たばこ産業株式会社(以下「日本たばこ産業」といいます。)の完全子会社となって以降、さらなる事業量の拡大及び統合シナジーの追求に向け、グループ全体の協働体制をより強化すべく事業統合を進めてまいりました。具体的には、平成20年7月に、公開買付者は、日本たばこ産業の食品事業部の機能に加え、加工食品事業及び調味料事業の同社の関連子会社の機能についても公開買付者に集約し、これにより、公開買付者の冷凍食品事業の機能は国内最大級となるなどその内部事業環境は大きく変容いたしました。

加えて、外部事業環境に目を転じてみますと、世界的な金融危機の影響を受け、経済全体として短・中期的に厳しい景況が見込まれているなか、公開買付者グループの加工食品事業についても、その影響を免れることは困難な状況にあります。また、少子高齢化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰等の可能性を勘案すると、当社を含めた公開買付者グループを取り巻く外部事業環境につきましては、今後一段と厳しくなることが予想されます。

かかる事業環境のなかで、当社を含めた公開買付者グループが同業他社との競争に打ち勝つためには、まず、公開買付者グループ間の相互の人材活用や各バリューチェーン領域における公開買付者グループの協働を一層強化することが重要です。具体的には、中核原料の共同購買、効率的製造体制構築に向けた各種再編、公開買付者グループ会社の調味料・調味加工食品事業との連携強化等を進めることにより、一層のコスト削減及び原料の安定調達等の効果が見込まれると考えております。また、当社にとりましても、公開買付者及び公開買付者グループの有する人的・物的・知的資源(研究開発基盤・成果、調味技術、間接機能等)を当社が十分に活用できる体制を構築することにより、当社の商品開発及び品質管理体制や生産性はより強化できるものと考えております。さらに、急速に変動する事業環境に当社が対応するためには、設備投資等への機動的な資源投入、中長期的視点に立った経営資源の配分・競争力の強化を図るとともに、経営のスピードを向上させ、以って柔軟かつ機動的な施策を迅速に実現しうる体制を構築することが極めて重要です。

以上のような理由から、公開買付者は、内部事業環境の変容及び現在の外部事業環境に鑑み、平成21年8月頃には、当社を公開買付者の完全子会社とした上で、公開買付者グループ間の協働化及び当社の中長期的な戦略を推進することが、公開買付者グループ及び当社の加工食品事業の更なる成長のために重要であるとの判断に至ったとのことです。そして、公開買付者は、平成21年9月頃から、当社との間で、当社を公開買付者の完全子会社とすることについて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び公開買付者は、当社を完全子会社化することが、当社の収益基盤の強化ひいては当社及び公開買付者グループ全体の企業価値を向上させるために極めて有益であるとの結論に至り、本公開買付けの実施を

決定いたしました。

なお、公開買付者としましては、当社の完全子会社化後も、当社の従業員及び商品ブランド等は原則として維持継続しつつ、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに対し、持続的な利益を提供できるよう公開買付者グループ内の連携強化を進めてゆく所存とのことです。

以上の理由から、当社は、平成22年1月29日開催の当社の取締役会において、本公開買付け及びその後の公開買付者による当社の完全子会社化が、当社の企業価値の向上に寄与するものであると判断し、また、近年の当社をとりまく環境及び最近の当社株価推移を鑑みても、株主の皆様にとって、最善であると考えております。

また、当社は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社の株式の売却機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けに賛同すると共に、当社の株主の皆様に対しても本公開買付けへの応募を勧める旨決議すべきと判断いたしました。

### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、現時点において公開買付者の連結子会社であり、また当社と公開買付者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を行っています。

#### ① 公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成22年1月28日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成22年1月28日）を参考にしたとの説明を受けております（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りであるとのことです。

#### (a) 市場株価平均法：1,022円～1,080円

市場株価平均法では、平成22年1月28日を基準日として、名古屋証券取引所第二

部における当社の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,022円～1,080円と分析しているとのことです。

(b) 類似会社比較法：1,071円～1,869円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,071円～1,869円と分析しているとのことです。

(c) DCF法：1,241円～2,406円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,241円～2,406円と分析しているとのことです。

公開買付者は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成22年1月29日開催の取締役会において本公開買付け価格を金1,560円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり金1,560円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成22年1月28日の名古屋証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引終値1,080円に対して44.44%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成21年12月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,022円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に対して52.64%、過去3ヶ月間（平成21年10月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,035円に対して50.72%、過去6ヶ月間（平成21年7月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,039円に対して50.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ② 当社による株式評価報告書の取得

当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者機関であり、かつ当社の関連当事者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定義される意味を有します。）にも該当しない株式会社日本企業評価研究所（以下「日本企業評価研究所」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、日本企業評価研究所より当社の株式評価報告書を取得のうえ（なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）

は取得していません。)、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料といたしました。日本企業評価研究所が用いた手法は、市場株価平均法、類似上場会社法及びDCF法であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：1,016円～1,040円

市場株価平均法では、平成22年1月27日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における当社の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に、当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,016円～1,040円と分析しております。なお、評価基準日である平成22年1月27日に名古屋証券取引所第二部において当社の普通株式の取引が成立しなかったため、その直前の取引日である平成22年1月26日における当社の普通株式の終値を基準日終値としております。

(b) 類似上場会社法：1,118円～1,778円

類似上場会社法とは、当社と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定する手法であり、これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,118円～1,778円と分析しております。

(c) DCF法：1,216円～2,016円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、1,216円～2,016円と分析しております。

### ③ 特別委員会における検討及び当社取締役会の意思決定

当社の取締役全5名のうち、2名は現在公開買付者の執行役員を兼任しており、1名は公開買付者の従業員を兼務しております。そのため、当社においては、意思決定手続の公正性の担保及び利益相反の回避を目的として、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明に際して、公開買付者の執行役員若しくは従業員との兼任者を除く取締役及び監査役（すなわち、取締役永田憲一及び丸本敏明、並びに、監査役である東野信彦及び社外監査役である村井潤）から構成される特別委員会が、本公開買付けについて検討を行うとともに、公開買付者との間で、本公開買付価格等の本公開買付けの諸条件について協議・交渉を行ってまいりました。同委員会は、下記の久保井総合法律事務所から法的助言を受け、また、日本企業評価研究所から、当社の普通株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を聴取した上で、本公開買付けについて、本公開買付価格その他の条件、本公開買付けの目的、並びに当社取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適法性等について慎重に検討を行いました。

同委員会は、特に、本公開買付価格の公正性につきましては、(i)本公開買付価格は日本企業評価研究所による当社の株式価値に関する算定結果と乖離するものでなく、(ii)上記「2.(3)①公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載された通り、市場株価に対して相当のプレミアムが加えられたものであること等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することが適切なものであるとの結論に至りました。

上記の検討を踏まえた上で、同委員会は、平成22年1月29日開催の当社の取締役会において、当社の取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすること及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧めることが相当であること並びにその理由について勧告を行いました。当社の取締役会は、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが当社の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員である藤井孝行及び近藤和三は、利益相反回避の観点から、上記の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、社外監査役を含む当社の監査役のうち、公開買付者の常勤監査役を兼務するため欠席した藤村雄二及び一身上の都合により欠席した村井潤を除き、常勤監査役である東野信彦は、当社の取締役会において、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べました（なお、当社取締役会は、取締役会に欠席した村井監査役からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がないことを別途確認しております。）。

#### ④ 法律事務所からの助言

上記の特別委員会及び当社の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所を選定し、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、当社取締役会及び特別委員会に対して法的助言を提供いたしました。

#### ⑤ 買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である30営業日に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、以って本公開買付価格の適正性を担保しているとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、平成22年8月31日を目途として、当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けが成立した後、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう必要な手続（以下「本完全子会社化」といいます。）を行う予定とのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、公開買付者は、平成22年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①当社の定款の一部を変更して、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること、以上①ないし③の議案を付議することを当社に要請する予定とのことです。また、かかる手続の実行に際して、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本定時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社により取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対し

て任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は、現時点において未定ですが、公開買付者は、当社に対し、公開買付者が当社の株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定とのことです。なお、当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類 of 当社株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する当社の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は当社に対しその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(b)上記③が当社の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関連法令の定めに従って、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所の判断によることとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要な手続等に関しては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け成立後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主の皆様の当社株式の所有状況等によっては、上記①ないし③の各手続による本完全子会社化の実施方法に変更が生じる可能性があります。但し、公開買付者は、本完全子会社化の実施方法に変更が生じた場合においても、公開買付者以外の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用するよう、当社に要請する予定とのことです。これらの場合において株主に対して交付される金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一になるように算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については現時点では未定であり、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、上記の記載は、本公開買付け成立後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社の本定時株主総会及び本種類株主総会における株主の皆様への賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、上記の各手続における税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由について

当社の普通株式は、現在、名古屋証券取引所第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は名古屋証券

取引所の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では上場廃止基準に該当しない場合であっても、公開買付者は、上記「2.（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、公開買付者は当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することを企図しているとのことです。その場合には、当社の普通株式は上場廃止となることが見込まれます。なお、上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所第二部において取引することはできません。

（6）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者の連結子会社であり、かつ当社の株主である加ト吉水産株式会社（所有株式数：400,000株、当社が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：27.97%（小数点以下第三位を四捨五入））との間で、平成22年1月29日付で本公開買付けに係る応募契約を締結しており、同社が所有する株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成22年1月18日に開示したコーポ

レート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりですが、本取引は、上記「2.（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」で記載した手続きを踏んでおり、当該指針に適合しております。

支配株主との主な取引として、商品の売買及び原材料の仕入があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に売買契約を締結し、適正な価格水準、取引条件により行っており、支配株主から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。

## 9. その他

本公開買付けが成立することを条件に、①平成22年3月期の期末配当予想を修正し、平成22年3月31日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び②平成22年9月30日現在の株主名簿に記録された株主様に対する株主優待制度を廃止することを決議いたしました。

（詳細については、当社本日付プレスリリース「平成22年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。）

（添付資料）

平成22年1月29日付「当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2010年1月29日

各 位

テーブルマーク株式会社

当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ

テーブルマーク株式会社（本社：香川県観音寺市、社長：山田良一、以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、2010年1月29日開催の取締役会において、当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社（コード番号：2881 名古屋証券取引所市場第二部、以下「ケイエス冷凍食品」または「対象者」といいます。）の普通株式を、下記のとおり、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること等によりケイエス冷凍食品を当社の完全子会社とすることを決議いたしましたのでお知らせします。

なお、本公開買付けに関しましては、本日、ケイエス冷凍食品の取締役会において、賛同する旨及びケイエス冷凍食品の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。

## 記

## 1. 買付け等の目的

## (1) 本公開買付けの概要

本日現在、当社は、対象者の普通株式672,000株（対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：46.99%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有する対象者の筆頭株主であり、また、当社の連結子会社である加ト吉水産株式会社（以下「加ト吉水産」といいます。）は、対象者の普通株式400,000株（対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：27.97%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有しており、当社は、対象者を連結子会社としております。当社は、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が既に所有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得するために、対象者の普通株式に対して公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

当社は、対象者を完全子会社化する方針であるため、本公開買付けにより対象者の普通株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しております。

なお、対象者によれば、対象者は、後記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の手続を履践した上で、平成22年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

## (2) 本公開買付けの背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社及び当社グループは、子会社43社（間接保有会社15社を含みます。）、関連会社34社（間接保有会社11社を含みます。）にて構成されており、冷凍食品をはじめとする加工食品及び調味料・調味加工食品、並びに水産加工品の製造、販売を主な事業内容としております。

対象者は、国内における食品の加工・販売を行う会社であり、「肉だんご」「鶏つくね串」「若鳥八幡巻」といった「完全調理済冷凍食品」の和・中惣菜を事業の柱とする、当社の連結子会社です。対象者は、特に畜肉系製品の製造販売に強みを有し、当社グループの加工食品事業の中核企業の一つとして位置付けられており、対象者独自のブランドを確立しつつ、商品製造等において、当社グループにおけるグループメリットを活用してまいりました。

対象者は、昭和47年12月に冷凍食品の製造・販売を目的として設立されました。そして、平成12年3月に当社が対象者株式を取得したことにより、対象者は、当社の連結子会社となりました。その後も、対象者は、当社との事業上の協力関係を保持しつつ、自主独立した事業運営を継続しており、平成18年3月には資金調達能力及び信用力の拡大による財務体質の強化等を目的として株式会社名古屋証券取引所市場第二部（以下「名古屋証券取引所第二部」といいます。）に株式を上場いたしました。

一方、当社は、平成20年4月に日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業」といいます。）の完全子会社となって以降、さらなる事業量の拡大及び統合シナジーの追求に向け、グループ全体の協働体制をより強化すべく事業統合を進めてまいりました。具体的には、平成20年7月に、当社は、日本たばこ産業の食品事業部の機能に加え、加工食品事業及び調味料事業の同社の関連子会社の機能についても当社に集約し、これにより、当社の冷凍食品事業の機能は国内最大級となるなどその内部事業環境は大きく変容いたしました。

加えて、外部事業環境に目を転じてみますと、世界的な金融危機の影響を受け、経済全体として短・中期的に厳しい景況が見込まれているなか、当社グループの加工食品事業についても、その影響を免れることは困難な状況にあります。また、少子高齢化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰等の可能性を勘案すると、対象者を含めた当社グループを取り巻く外部事業環境につきましては、今後一段と厳しくなることが予想されます。

かかる事業環境のなかで、対象者を含めた当社グループが同業他社との競争に打ち勝つためには、まず、当社グループ間の相互の人材活用や各バリューチェーン領域における当社グループの協働を一層強化することが重要です。具体的には、中核原料の共同購買、効率的製造体制構築に向けた各種再編、当社グループ会社の調味料・調味加工食品事業との連携強化等を進めることにより、一層のコスト削減及び原料の安定調達等の効果が見込まれると考えております。また、対象者にとりましても、当社及び当社グループの有する人的・物的・知的資源（研究開発基盤・成果、調味技術、間接機能等）を対象者が十分に活用できる体制を構築することにより、対象者の商品開発及び品質管理体制や生産性はより強化できるものと考えております。さらに、急速に変動する事業環境に対象者が対応するためには、設備投資等への機動的な資源投入、中長期的視点に立った経営資源の配分・競争力の強化を図るとともに、経営のスピードを向上させ、以って柔軟かつ機動的な施策を迅速に実現しうる体制を構築することが極めて重要です。

以上のような理由から、当社は、内部事業環境の変容及び現在の外部事業環境に鑑み、平成21年8月頃には、対象者を当社の完全子会社とした上で、当社グループ間の協働化及び対象者の中長期的な戦略を推進することが、当社グループ及び対象者の加工食品事業の更なる成長のために重要であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成21年9月頃から、対象者との間で、対象者を当社の完全子会社とすることについて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者を完全子会社化することが、対象者の収益基盤の強化ひいては対象者及び当社グループ全体の企業価値を向上させるために極めて有益であるとの結論に至り、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、当社としましては、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員及び商品ブランド等は原則として維持継続しつつ、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに対し、持続的な利益を提供できるよう当社グループ内の連携強化を進めてまいり所存です。

- (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を行っています。

#### ①第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から平成22年1月28日に提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。算定基準日：平成22年1月28日）を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。野村証券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

##### (a) 市場株価平均法：1,022円～1,080円

市場株価平均法では、平成22年1月28日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,022円～1,080円と分析しております。

##### (b) 類似会社比較法：1,071円～1,869円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,071円～1,869円と分析しております。

##### (c) DCF法：1,241円～2,406円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,241円～2,406円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見直し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成22年1月29日開催の取締役会において本公開買付け価格を金1,560円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり金1,560円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年1月28日の名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の普通取引終値1,080円に対して44.44%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成21年12月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,022円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に対して52.64%、過去3ヶ月間（平成21年10月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,035円に対して50.72%、過去6ヶ月間（平成21年7月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,039円に対して50.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

#### ②対象者による株式評価報告書の取得

対象者によれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定義される意味を有します。

以下同じ。)にも該当しない株式会社日本企業評価研究所(以下「日本企業評価研究所」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、日本企業評価研究所より対象者の株式評価報告書を取得のうえ(なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。)、当社から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料としたとのことです。なお、対象者によれば、日本企業評価研究所が用いた手法は、市場株価平均法、類似上場会社法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

(a) 市場株価平均法：1,016円～1,040円

市場株価平均法では、平成22年1月27日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,016円～1,040円と分析しているとのことです。なお、基準日である平成22年1月27日に名古屋証券取引所第二部において対象者の普通株式の取引が成立しなかったため、その直前の取引日である平成22年1月26日における対象者の普通株式の終値を基準日終値としております。

(b) 類似上場会社法：1,118円～1,778円

類似上場会社法とは、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,118円～1,778円と分析しているとのことです。

(c) DCF法：1,216円～2,016円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,216円～2,016円と分析しているとのことです。

### ③特別委員会における検討及び対象者取締役会の意思決定

対象者の取締役全5名のうち、2名は現在当社の執行役員を兼任しており、1名は当社の従業員を兼務しております。そのため、対象者によれば、対象者においては、意思決定手続の公正性の担保及び利益相反の回避を目的として、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明に際して、当社の執行役員若しくは従業員との兼任者を除く取締役及び監査役(すなわち、取締役永田憲一及び丸本敏明、並びに、監査役である東野信彦及び社外監査役である村井潤)から構成される特別委員会が、本公開買付けについて検討を行うとともに、当社との間で、本公開買付価格等の本公開買付けの諸条件について協議・交渉を行ってきたとのことです。同委員会は、下記の久保井総合法律事務所から法的助言を受け、また、日本企業評価研究所から、対象者の普通株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を聴取した上で、本公開買付けについて、本公開買付価格その他の条件、本公開買付けの目的、並びに対象者取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適法性等について慎重に検討を行ったとのことです。

対象者によれば、同委員会は、特に、本公開買付価格の公正性につきましては、(i)本公開買付価格は日本企業評価研究所による対象者の株式価値に関する算定結果と乖離するものではなく、

(ii)市場価格に対して相当のプレミアムが加えられたものであること等を総合的に勘案し、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することが適切なものであるとの結論に至ったとのことです。

対象者によれば、上記の検討を踏まえた上で、同委員会は、平成22年1月29日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧めることが相当であること並びにその理由について勧告を行ったとのことです。対象者の取締役会は、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨及び対

象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行及び近藤和三は、利益相反回避の観点から、上記の取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、当社の常勤監査役を兼務するため欠席した藤村雄二及び一身上の都合により欠席した村井潤を除き、常勤監査役である東野信彦は、対象者の取締役会において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです（なお、対象者によれば、対象者取締役会は、取締役会に欠席した村井監査役からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がないことを別途確認しているとのことです。）。

#### ④法律事務所からの助言

対象者によれば、上記の特別委員会及び対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所が選定され、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取締役会及び特別委員会に対して法的助言を提供したとのことです。

#### ⑤買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、以って本公開買付価格の適正性を担保しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、平成22年8月31日を目途として、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けが成立した後、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう必要な手続（以下「本完全子会社化」といいます。）を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後速やかに、当社は、平成22年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、①対象者の定款の一部を変更して、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①ないし③の議案を付議することを対象者に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案を含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者により取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対

象者の発行する別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は、対象者に対し、当社が対象者の株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われず予定です。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する対象者の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は対象者に対しその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(b)上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関連法令の定めに従って、当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所の判断によることとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要な手続等に関しては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け成立後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、上記①ないし③の各手続による本完全子会社化の実施方法に変更が生じる可能性があります。但し、当社は、本完全子会社化の実施方法に変更が生じた場合においても、当社以外の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用するよう、対象者に要請することを予定しております。これらの場合において株主に対して交付される金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一になるように算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については現時点では未定であり、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、上記の記載は、本公開買付け成立後の予定を明確にすることを目的としたものであり、対象者の本定時株主総会及び本種類株主総会における株主の皆様への賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、上記の各手続における税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由について

対象者の普通株式は、現在、名古屋証券取引所第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は名古屋証券取引所の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では上場廃止基準に該当しない場合であっても、当社は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することを企図しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、対象者株式を名古屋証券取引所第二部において取引することはできません。

- (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
 当社は、当社の連結子会社であり、かつ対象者の株主である加ト吉水産（所有株式数：400,000株、対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：27.97%（小数点以下第三位を四捨五入））との間で、平成22年1月29日付で本公開買付けに係る応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、同社が所有する株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意を得ています。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	ケイエス冷凍食品株式会社																					
② 事業内容	食品の加工・販売																					
③ 設立年月日	昭和47年12月4日																					
④ 本店所在地	大阪府泉佐野市住吉町29番2																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 永田 憲一																					
⑥ 資本金	8億5,640万円（平成21年12月31日現在）																					
⑦ 大株主及び持株比率 （平成21年9月30日現在）	<table border="0"> <tr> <td>株式会社加ト吉</td> <td>46.99%</td> </tr> <tr> <td>加ト吉水産株式会社</td> <td>27.97%</td> </tr> <tr> <td>ケイエス社員持株会</td> <td>2.32%</td> </tr> <tr> <td>イニシオフーズ株式会社</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>丸八証券株式会社</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>加藤 徹嘉</td> <td>0.44%</td> </tr> <tr> <td>伊賀北部農業協同組合</td> <td>0.43%</td> </tr> <tr> <td>永田 憲一</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>小林 幹男</td> <td>0.28%</td> </tr> <tr> <td>吉井 友章</td> <td>0.28%</td> </tr> </table>		株式会社加ト吉	46.99%	加ト吉水産株式会社	27.97%	ケイエス社員持株会	2.32%	イニシオフーズ株式会社	0.97%	丸八証券株式会社	0.55%	加藤 徹嘉	0.44%	伊賀北部農業協同組合	0.43%	永田 憲一	0.35%	小林 幹男	0.28%	吉井 友章	0.28%
株式会社加ト吉	46.99%																					
加ト吉水産株式会社	27.97%																					
ケイエス社員持株会	2.32%																					
イニシオフーズ株式会社	0.97%																					
丸八証券株式会社	0.55%																					
加藤 徹嘉	0.44%																					
伊賀北部農業協同組合	0.43%																					
永田 憲一	0.35%																					
小林 幹男	0.28%																					
吉井 友章	0.28%																					
⑧ 公開買付者と対象者の関係等 （平成22年1月29日現在）	資本関係	当社は対象者発行済株式総数の46.99%を所有しております。																				
	人的関係	当社の執行役員2名及び従業員1名が対象者取締役役に就任しております。																				
	取引関係	商品の仕入及び販売の取引を行っております。																				
	関連当事者への該当状況	当社は、対象者の親会社であり、関連当事者に該当します。																				

(注1) 持株比率に関しては、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注2) 「⑦大株主及び持株比率」に記載しております株式会社加ト吉は、平成22年1月1日に商号をテールマーク株式会社へ変更しております。

### (2) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成22年2月3日(水曜日)から平成22年3月17日(水曜日)まで(30営業日)

#### ②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

### (3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金1,560円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ①算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成22年1月28日に提出された算定書を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

##### (a) 市場株価平均法：1,022円～1,080円

市場株価平均法では、平成22年1月28日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,022円～1,080円と分析しております。

##### (b) 類似会社比較法：1,071円～1,869円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,071円～1,869円と分析しております。

##### (c) DCF法：1,241円～2,406円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,241円～2,406円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成22年1月29日開催の取締役会において本公開買付価格を金1,560円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,560円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年1月28日の名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の普通取引終値1,080円に対して44.44%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成21年12月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,022円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に対して52.64%、過去3ヶ月間（平成21年10月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,035円に対して50.72%、過去6ヶ月間（平成21年7月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,039円に対して50.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

##### ②算定の経緯

（本公開買付価格を決定するに至った経緯）

当社は、平成20年4月に日本たばこ産業の完全子会社となって以降、さらなる事業量の拡大及び統合シナジーの追求に向け、グループ全体の協働体制をより強化すべく事業統合を進めてまいりました。また、世界的な金融危機の影響や少子化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰等の可能性を勘案すると、対象者を含めた当社グループを取り巻く外部事業環境につきましては、今後一段と厳しくなることが予想されます。かかる事業環境のなか、対象者を含めた当社グループの更なる成長を実現するためには、当社グループの協働を一層強化するとともに、柔軟かつ機動的な施策を迅速に実現しう

体制を構築することが極めて重要です。以上の理由から、当社は、内部事業環境の変容及び現在の外部事業環境に鑑み、平成21年8月頃には、対象者を当社の完全子会社とすることが、当社グループ及び対象者の加工食品事業の更なる成長のために重要であるとの判断にいたりました。

そして、当社は、平成21年9月頃から、対象者との間で、対象者を当社の完全子会社とすることについて協議・検討を重ね、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成22年1月28日に提出された算定書を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

(ii) 算定書の概要について

野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

- (a) 市場株価平均法：1,022円～1,080円
- (b) 類似会社比較法：1,071円～1,869円
- (c) DCF法：1,241円～2,406円

(iii) 買付価格を決定するに至った経緯

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成22年1月29日開催の取締役会において本公開買付価格を金1,560円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者は、本日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を行っています。

(i) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、上記のとおり、野村證券から平成22年1月28日に提出された算定書を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

(ii) 対象者による株式評価報告書の取得

対象者によれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない日本企業評価研究所に対象者の株式価値の算定を依頼し、日本企業評価研究所より対象者の株式評価報告書を取得のうえ（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）、当社から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料としたとのことです。なお、対象者によれば、日本企業評価研究所が用いた手法は、市場株価平均法、類似上場会社法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

- (a) 市場株価平均法：1,016円～1,040円
- (b) 類似上場会社法：1,118円～1,778円
- (c) DCF法：1,216円～2,016円

(iii) 特別委員会における検討及び対象者取締役会の意思決定

対象者の取締役全5名のうち、2名は現在当社の執行役員を兼任しており、1名は当社の従業員を兼務しております。そのため、対象者によれば、対象者においては、意思決定手続の公正性の担保及び利益相反の回避を目的として、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明に際して、当社の執行役員若しくは従業員との兼任者を除く取締役及び監査役（すなわち、取締役永田憲一及び丸本敏明、並びに、監査役である東野信彦及び社外監査役である村井潤）から構成される特別委員会が、本公開買付けについて検討を行うとともに、当社との間で、本公開買付け価格等の本公開買付けの諸条件について協議・交渉を行ってきたとのことです。同委員会は、下記の久保井総合法律事務所から法的助言を受け、また、日本企業評価研究所から、対象者の普通株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を聴取した上で、本公開買付けについて、本公開買付け価格その他の条件、本公開買付けの目的、並びに対象者取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適法性等について慎重に検討を行ったとのことです。

対象者によれば、同委員会は、特に、本公開買付け価格の公正性につきましては、(i) 本公開買付け価格は日本企業評価研究所による対象者の株式価値に関する算定結果と乖離するものではなく、(ii) 市場価格に対して相当のプレミアムが加えられたものであること等を総合的に勘案し、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することが適切なものであるとの結論に至ったとのことです。

対象者によれば、上記の検討を踏まえた上で、同委員会は、平成22年1月29日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧めることが相当であること並びにその理由について勧告を行ったとのことです。対象者の取締役会は、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行及び近藤和三は、利益相反回避の観点から、上記の取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、当社の常勤監査役を兼務するため欠席した藤村雄二及び一身上の都合により欠席した村井潤を除き、常勤監査役である東野信彦は、対象者の取締役会において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです（なお、対象者によれば、対象者取締役会は、取締役会に欠席した村井監査役からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がないことを別途確認しているとのことです。）。

(iv) 法律事務所からの助言

対象者によれば、上記の特別委員会及び対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所が選定され、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取締役会及び特別委員会に対して法的助言を提供したとのことです。

(v) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、公開買付け期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、以って本公開買付け価格の適正性を担保しております。

## (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
757,925(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付け者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(1,430,000株)から平成21年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(75株)及び本日現在において公開買付け者が保有する株式数(672,000株)を控除したものになります。

## (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	6,720 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	7,579 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,299 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である平成22年2月3日までに調査の上で公開買付け者が開示する予定です。なお、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (7) 買付け等に要する資金 1,182百万円

(注) 本公開買付けにおける買付予定数(757,925株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

## (8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

②決済の開始日

平成22年3月25日(木曜日)

## ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

## ④株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

## ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面

（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成22年2月3日（水曜日）

#### (11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### 3. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成22年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことです。

#### (2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社及び当社グループは、子会社43社(間接保有会社15社を含みます。)、関連会社34社(間接保有会社11社を含みます。)にて構成されており、冷凍食品をはじめとする加工食品及び調味料・調味加工食品、並びに水産加工品の製造、販売を主な事業内容としております。

対象者は、国内における食品の加工・販売を行う会社であり、「肉だんご」「鶏つくね串」「若鳥八幡巻」といった「完全調理済冷凍食品」の和・中惣菜を事業の柱とする、当社の連結子会社です。対象者は、特に畜肉系製品の製造販売に強みを有し、当社グループの加工食品事業の中核企業の一つとして位置付けられており、対象者独自のブランドを確立しつつ、商品製造等において、当社グループにおけるグループメリットを活用してまいりました。

対象者は、昭和47年12月に冷凍食品の製造・販売を目的として設立されました。そして、平成12年3月に当社が対象者株式を取得したことにより、対象者は、当社の連結子会社となりました。その後も、対象者は、当社との事業上の協力関係を保持しつつ、自主独立した事業運営を継続しており、平成18年3月には資金調達能力及び信用力の拡大による財務体質の強化等を目的として名古屋証券取引所第二部に株式を上場いたしました。

一方、当社は、平成20年4月に日本たばこ産業の完全子会社となって以降、さらなる事業量の拡大及び統合シナジーの追求に向け、グループ全体の協働体制をより強化すべく事業統合を進めてまいりました。具体的には、平成20年7月に、当社は、日本たばこ産業の食品事業部の機能に加え、加工食品事業及び調味料事業の同社の関連子会社の機能についても当社に集約し、これにより、当社の冷凍食品事業の機能は国内最大級となるなどその内部事業環境は大きく変容いたしました。

加えて、外部事業環境に目を転じてみますと、世界的な金融危機の影響を受け、経済全体として短・中期的に厳しい景況が見込まれているなか、当社グループの加工食品事業についても、その影響を免れることは困難な状況にあります。また、少子高齢化に伴う社会構造の変化や原料価格の高騰等の可能性を勘案すると、対象者を含めた当社グループを取り巻く外部事業環境につきましては、今後一段と厳しくなることが予想されます。

かかる事業環境のなかで、対象者を含めた当社グループが同業他社との競争に打ち勝つためには、まず、当社グループ間の相互の人材活用や各バリューチェーン領域における当社グループの協働を一層強化することが重要です。具体的には、中核原料の共同購買、効率的製造体制構築に向けた各種再編、当社グループ会社の調味料・調味加工食品事業との連携強化等を進めることにより、一層のコスト削減及び原料の安定調達等の効果が見込まれると考えております。また、対象者にとりましても、当社及び当社グループの有する人的・物的・知的資源(研究開発基盤・成果、調味技術、間接機能等)を対象者が十分に活用できる体制を構築することにより、対象者の商品開発及び品質管理体制や生産性はより強化できるものと考えております。さらに、急速に変動する事業環境に対象者が対応するためには、設備投資等への機動的な資源投入、中長期的視点に立った経営資源の配分・競争力の強化を図るとともに、経営のスピードを向上させ、以って柔軟かつ機動的な施策を迅速に実現しうる体制を構築することが極めて重要です。

以上のような理由から、当社は、内部の事業環境の変容及び現在の外部事業環境に鑑み、平成21年8月頃には、対象者を当社の完全子会社とした上で、当社グループ間の協働化及び対象者の中長期的

な戦略を推進することが、当社グループ及び対象者の加工食品事業の更なる成長のために重要であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成21年9月頃から、対象者との間で、対象者を当社の完全子会社とすることについて慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、対象者を完全子会社化することが、対象者の収益基盤の強化については対象者及び当社グループ全体の企業価値を向上させるために極めて有益であるとの結論に至り、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、当社としましては、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員及び商品ブランド等は原則として維持継続しつつ、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに対し、持続的な利益を提供できるよう当社グループ内の連携強化を進めてまいり所存です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、本日現在において当社の連結子会社であり、また当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係に勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を行っています。

①第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成22年1月28日に提出された算定書を参考にいたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 市場株価平均法：1,022円～1,080円

市場株価平均法では、平成22年1月28日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,022円～1,080円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：1,071円～1,869円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,071円～1,869円と分析しております。

(c) DCF法：1,241円～2,406円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,241円～2,406円と分析しております。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成22年1月29日開催の取締役会において本公開買付価格を金1,560円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり金1,560円は、当社による本公開買付けの公表日の前日である平成22年1月28日の名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の普通取引終値1,080円に対して44.44%（小数点以下第三位を四捨五入、以下本項において同じ。）、過去1ヶ月間（平成21年12月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,022円（小数点以下四捨五入、以下本項において同じ。）に対して52.64%、過去3ヶ月間（平成21年10月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,035円に対して50.72%、過去6ヶ月間（平成21年7月29日から平成22年1月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,039円に対して50.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

## ②対象者による株式評価報告書の取得

対象者によれば、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない日本企業評価研究所に対象者の株式価値の算定を依頼し、日本企業評価研究所より対象者の株式評価報告書を取得のうえ（なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）、当社から提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料としたとのことです。なお、対象者によれば、日本企業評価研究所が用いた手法は、市場株価平均法、類似上場会社法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りとのことです。

### (a) 市場株価平均法：1,016円～1,040円

市場株価平均法では、平成22年1月27日を基準日として、名古屋証券取引所第二部における対象者の普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、及び基準日終値を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,016円～1,040円と分析しているとのことです。なお、基準日である平成22年1月27日に名古屋証券取引所第二部において対象者の普通株式の取引が成立しなかったため、その直前の取引日である平成22年1月26日における対象者の普通株式の終値を基準日終値としております。

### (b) 類似上場会社法：1,118円～1,778円

類似上場会社法とは、対象者と事業内容が類似する上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,118円～1,778円と分析しているとのことです。

### (c) DCF法：1,216円～2,016円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,216円～2,016円と分析しているとのことです。

## ③特別委員会における検討及び対象者取締役会の意思決定

対象者の取締役全5名のうち、2名は現在当社の執行役員を兼任しており、1名は当社の従業員を兼務しております。そのため、対象者によれば、対象者においては、意思決定手続の公正性の担保及び利益相反の回避を目的として、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明に際して、当社の執行役員若しくは従業員との兼任者を除く取締役及び監査役（すなわち、取締役永田憲一及び丸本敏明、並びに、監査役である東野信彦及び社外監査役である村井潤）から構成される特別委員会が、本公開買付けについて検討を行うとともに、当社との間で、本公開買付価格等の本公開買付けの諸条件について協議・交渉を行ってきたとのことです。同委員会は、下記の久保井総合法律事務所から法的助言を受け、また、日本企業評価研究所から、対象者の普通株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を聴取した上で、本公開買付けについて、本公開買付価格その他の条件、本公開買付けの目的、並びに対象者取締役会の意思決定プロセスの妥当性・適法性等について慎重に検討を行ったとのことです。

対象者によれば、同委員会は、特に、本公開買付価格の公正性につきましては、(i) 本公開買付価格は日本企業評価研究所による対象者の株式価値に関する算定結果と乖離するものではなく、(ii) 市場価格に対して相当のプレミアムが加えられたものであること等を総合的に勘案し、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することが適切なものであるとの結論に至ったとのことです。

対象者によれば、上記の検討を踏まえた上で、同委員会は、平成 22 年 1 月 29 日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛成の意見表明をすること及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧めることが相当であること並びにその理由について勧告を行ったとのことです。対象者の取締役会は、これを受けて慎重に検討・審議を行った結果、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主の利益に資するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、当社の常務執行役員である藤井孝行及び近藤和三は、利益相反回避の観点から、上記の取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、社外監査役を含む対象者の監査役のうち、当社の常勤監査役を兼務するため欠席した藤村雄二及び一身上の都合により欠席した村井潤を除き、常勤監査役である東野信彦は、対象者の取締役会において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです(なお、対象者によれば、対象者取締役会は、取締役会に欠席した村井監査役からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見を表明することに異議がないことを別途確認しているとのことです。)

#### ④法律事務所からの助言

対象者によれば、上記の特別委員会及び対象者の取締役会での検討並びに意思決定に際しては、当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所が選定され、同法律事務所は、本公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、対象者取締役会及び特別委員会に対して法的助言を提供したとのことです。

#### ⑤買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、他の買付者による買付け等の機会を確保し、以って本公開買付価格の適正性を担保しております。

### (4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

#### ①上場廃止となる見込み及びその理由について

対象者の普通株式は、現在、名古屋証券取引所第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は上場廃止基準に該当した場合、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では上場廃止基準に該当しない場合であっても、当社は、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者の発行済株式の全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)を保有することを企図しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は上場廃止となる見込みがあります。なお、上場廃止後は、対象者株式を名古屋証券取引所第二部において取引することはできません。

#### ②当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、当社の連結子会社であり、かつ対象者の株主である加ト吉水産(所有株式数: 400,000株、対象者が平成21年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の

対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：27.97%（小数点以下第三位を四捨五入）との間で、平成22年1月29日付で本応募契約を締結しており、同社が所有する株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意を得ています。

③投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(i) 平成22年3月期（第38期）第3四半期決算短信

対象者は、本日、名古屋証券取引所第二部において平成22年3月期第3四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、対象者の個別損益状況等は以下のとおりです。

【損益の状況】

決算年月	平成22年3月期 (第38期第3四半期)
売上高（千円）	8,133,205
売上原価（千円）	6,137,289
販売費及び一般管理費（千円）	1,636,566
営業外収益（千円）	4,150
営業外費用（千円）	28,523
四半期純利益（千円）	157,956

（注）上記は、対象者の平成22年3月期第3四半期決算短信より抜粋して記載しております。

【1株当たりの状況】

決算年月	平成22年3月期 (第38期第3四半期)
1株当たり四半期純利益（円）	110.46
1株当たり純資産（円）	1,422.56

（注）上記は、対象者の平成22年3月期第3四半期決算短信より抜粋して記載しております。

(ii) 配当予想の修正について及び株主優待制度の廃止

対象者の平成22年1月29日付「平成22年3月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、平成22年1月29日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、(i)平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月期の剰余金配当（期末配当）を行わないこと及び(ii)株主優待制度を廃止することをあわせて決議したとのことです。

■当発表資料に関するお問い合わせ先

東京都中央区築地6-4-10

テーブルマーク株式会社 東京本社 コーポレートコミュニケーション部 TEL 03-3546-6802

以上